

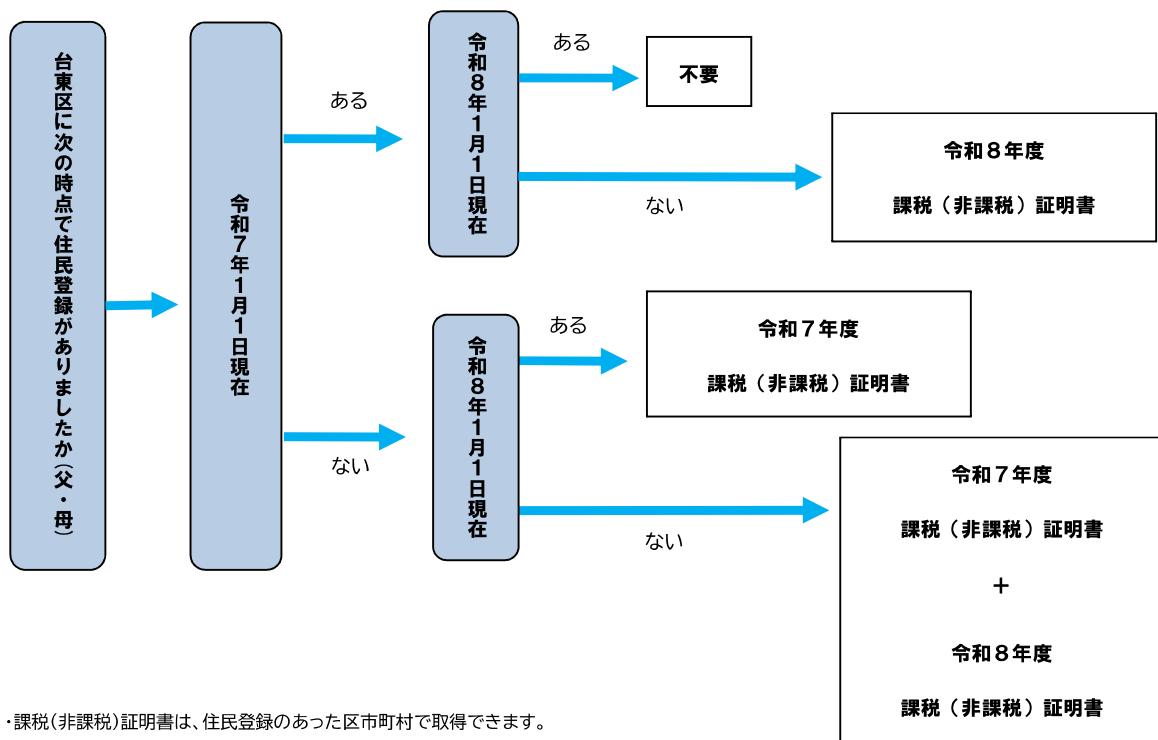
令和8年度 私立幼稚園等補助金のお知らせ

台東区では、私立幼稚園等(子ども・子育て支援新制度未移行園)に在籍する園児の保護者の負担を軽減するため、[1]入園料等補助金、[2]教材費等援助、[3]保護者補助金(都・区の補助金)の交付を行っています。

つきましては、下記のとおり、関係書類をご提出ください。各補助金の概要は次ページ以降をご覧ください。

提出書類

- 入園料等補助金 交付申請書兼請求書【令和8年度入園の方のみ対象】
- 教材費等援助 支給申請書兼請求書兼口座振替依頼書【全員】
- 私立幼稚園等補助金等 交付申請書兼請求書【全員】
- 区市町村民税(非課税)証明書又は納税(決定)通知書(原本又はコピー)【下記チャートの対象者のみ】



(注)・課税(非課税)証明書は、住民登録のあった区市町村で取得できます。

- ・以前に課税(非課税)証明書を提出している方は、提出不要です。
- ・9月以降入園、転入の場合は、令和7年度課税(非課税)証明書の提出は不要です。
- ・同居、別居の如何を問わず、園児と生計を一にする方全員分を提出する必要があります。
- ・令和7年1月1日現在、海外にいた方は…令和6年中(1月～12月)の収入がわかる給与証明書等の勤務先が発行する証明書等を提出してください。
- ・令和8年1月1日現在、海外にいた方は…令和7年中(1月～12月)の収入がわかる給与証明書等の勤務先が発行する証明書等を提出してください。
- ・指定都市で課税されている方は、旧税率(6%)にて算出した市民税所得割額を用いて補助金額を決定します。

各補助金の概要

[1]入園料等補助金

(1) 交付対象者

令和8年4月1日以降、私立幼稚園等に在籍している園児(台東区民)の保護者

※下記のいずれかに該当する場合は交付対象外となります。

- ①一度の入園につき、他の地方公共団体から同種の交付金を受けた場合
- ②該当幼児において、過去に入園料等補助金の交付を受けた場合

(2) 支給額

100,000円(一律)

(3) 支給時期

入園の時期	支給時期(予定)	通帳の記載名称
4月～6月頃	令和8年7月下旬～8月上旬	タイトウクシヨムカ
7月～10月頃	令和8年11月下旬～12月上旬	
11月～3月頃	令和9年3月下旬～4月上旬	

※入園の時期に関わらず、書類提出状況によっては支給時期が変更となることがあります。

[2]教材費等援助

(1) 交付対象者

令和8年4月1日以降、私立幼稚園等に在籍している園児(台東区民)の保護者

(2) 対象費用

園に支払った給食費(牛乳代含む)

(3) 支給額

1ヵ月あたり 5,100円(上限)

※今年度より支給額を4,900円から5,100円へ変更しています。

※実際に支払った金額と上記金額を比較して低い方の金額を支給します。

※実際に支払った金額は、在籍園に区が確認します。

(4) 支給時期

対象期間	支給時期(予定)	通帳の記載名称
4月～3月分	令和9年5月下旬	タイトウクシヨムカ

[3] 保護者補助金

(1) 交付対象者

令和8年4月1日以降、私立幼稚園等に在籍している園児(台東区民)の保護者

(2) 支給額 <次ページをご覧ください。国・都・区分を合算して支給します。>

補助金額は保護者が幼稚園等に納めた保育料等の金額を上限とします。補助金額が保育料等の金額を上回った場合は、補助金額を調整(減額)します。

(3) 支給時期

対象期間	支給時期(予定)	通帳の記載名称
4月～6月分	令和8年9月中旬	タイトウクシヨムカ
7月～9月分	令和8年12月中旬	
10月～12月分	令和9年3月中旬	
1月～3月分	令和9年6月中旬	

(4) 交付決定

- ・補助金額は、令和8年4月～8月までは令和7年度の区市町村民税所得割額(世帯合計)、令和8年9月～令和9年3月までは令和8年度の区市町村民税所得割額(世帯合計)で決定します。なお、区市町村民税所得割額は税額控除(調整控除は除く)を適用する前の税額により決定します。
- ・令和7年度及び令和8年度の区市町村民税の申告をしていない場合は補助金額の決定ができません。
- ・修正申告等で区市町村民税所得割額が変更になった場合は、ご連絡ください。ただし、現年度内に限ります。

◆ひとり親世帯等には特例措置があります。区市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯について下記に該当する場合は、申請書にチェックをし、指定された書類を添付してください。

保護者または同一世帯に属するもの	添付書類	申請書にチェック
生活保護法に規定する要保護者	不要	要
母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養している者	不要	要
身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの(在宅に限る)	身体障害者手帳写し(名前が分かる部分)	要
療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けたもの(在宅に限る)	療育手帳写し(名前がわかる部分)	要
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの	精神障害者保健福祉手帳写し(名前が分かる部分)	要
特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅に限る)	特別児童扶養手当証書の写し	要
国民年金の障害基礎年金受給者(在宅に限る)	障害基礎年金の証書の写し	要

補助金早見表

区分 (年収の 目安)	補助基準額 (上限額)		【国】 幼児教育・保育の無償化給付			【都】 補助単価(月額)			【区】 補助単価(月額)		
	市区町村民税所得割課税額(円)		第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
A	生活保護		月額上限 28,000円			6,200円	6,200円	6,200円	8,600円	8,600円	9,900円
B (~270万円 未満相当)	住民税非課税および 住民税所得割非課税					3,200円					
C (~360万円 未満相当)	1円	~ 77,100円				1,200円	7,900円				
D (~680万円 未満相当)	77,101円	~ 211,200円				5,600円	2,200円				
E (~730万円 未満相当)	211,201円	~ 256,300円				5,000円	対象外				
F (730万円 以上相当)	256,301円	~				1,800円	対象外				
					1,800円	1,800円				8,100円	

※1 第1子～第3子以降の算定は、年齢に関わらず、保護者と生計を一にする子のうち、一人目を第1子、二人目を第2子、三人目を以降を第3子以降とします。

※2 途中入退園や途中転出・転入があった場合は、在園期間に応じて補助金額を減額して適用します。

ひとり親世帯等の特例について

① 保護者負担軽減補助金(都の補助金)

ひとり親世帯等の特例が適用される場合、B区分は補助金額が「6,200円」となります。また、C区分の第1子の補助金額は「3,200円」、第2子以降は「6,200円」となります。

② 保護者補助金(区の補助金)

ひとり親世帯等の特例が適用される場合、C区分の第1子及び第2子の補助金額は「8,600円」となります。

◆年度途中で入園・退園・転入・転出をした場合
下記問い合わせ先へ必ず速やかにご連絡ください。



【問い合わせ先】台東区教育委員会庶務課私立幼稚園担当 03-5246-1236